

令和6年度 京都府の最低賃金一覧表

京都府最低賃金	時間額 1,058円 (令和6年10月1日発効)	京都府最低賃金(地域別最低賃金)は、京都府内のすべての使用者および労働者に適用されます。 パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。
----------------	--	---

次の特定(産業別)最低賃金は、日本標準産業分類による当該産業の「基幹的労働者」(適用除外の労働者を除く労働者)に適用されます。

特定(産業別)最低賃金の件名	時間額	適用除外の労働者(京都府最低賃金が適用されず。)
電気機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (日本標準産業分類) E28, E29, E30, L7282(一部除く)	1,074円 (令和7年1月19日発効)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○主として下記業務に従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
輸送用機械器具製造業 輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く、建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る (日本標準産業分類) E310, E311, E312, E313, E314, E315, E319(E3191を除く), E2621(一部除く), L7282(一部除く)	1,076円 (令和7年1月19日発効)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○主として下記業務に従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務

金属製品製造業、はん用・生産用・業務用機械器具製造業、各種商品小売業、自動車(新車)小売業最低賃金については、京都府最低賃金を上回っていないため、令和6年10月1日から京都府最低賃金時間額(1,058円)が適用されます。

○備考

- ・発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ・支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。
- ・各種商品小売業の業種分類は平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づいています。

○ホームページのご案内

- ・各種最低賃金の詳細
 - ・全国の最低賃金表
 - ・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援策
 - ・最低賃金関係統計情報
- などをご紹介します。
 詳しくは右の二次元バーコードから。



○お問い合わせ

京都労働局労働基準部賃金室(TEL 075-241-3215)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

京都上労働基準監督署 TEL 075-462-5112 京都下労働基準監督署 TEL 075-254-3196 京都南労働基準監督署 TEL 075-601-8322
 福知山労働基準監督署 TEL 0773-22-2181 舞鶴労働基準監督署 TEL 0773-75-0680 丹後労働基準監督署 TEL 0772-62-1214
 園部労働基準監督署 TEL 0771-62-0567